

## エネルギー自立地域マッチング実施要綱

### 1 目的

地域の脱炭素化と経済発展の両立の実現を目指す市町村と、脱炭素ソリューションによって実現をサポートする企業とのマッチングを実施し、「エネルギー自立地域」創出を目指す。

### 2 提案募集テーマ（令和5年度末現在）

下記テーマを募集する。なお、複数市町村への応募を可能とする。

| 市町村名 | エネルギー自立地域のテーマ（課題）                                     |
|------|---|
| 松本市  | のりくら高原「ゼロカーボンパーク」の具現化                                 |
| 上田市  | 「ゼロカーボンシティうえだ」実現に向けた電源・熱源開発                           |
| 飯田市  | 既存配電システムを活用した地域マイクログリッドによる人をつなぎ地域をつなぐまちづくり            |
| 諏訪市  | 公共事業に留まらないPPA事業、バイオマス・小型低騒音型風力発電の実証等による再エネ導入とポテンシャル開拓 |
| 飯山市  | いいやま発特別豪雪地帯の脱炭素化モデル                                   |
| 生坂村  | 脱炭素先行地域を担う人材の確保、森林の適正管理に向けた「生坂モデル」構築                  |

### 3 提案の対象から除外するもの

- (1) テーマに該当しないもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 事業の実施が明らかに不可能と認められるもの
- (5) その他、実施する事業としてふさわしくないと認められるもの

### 4 提案者となることができる者

日本国内に本社、支店等を有する法人、その他の団体とする。

なお、複数の団体がグループを形成して提案者となることもできる。

### 5 提案方法

#### (1) 募集期間

令和6年4月5日（金）から4月26日（金）まで

#### (2) 提出方法

「エネルギー自立地域マッチング応募表」を上記期間までに、長野県環境部環境政策課あてメールで提出すること（メールアドレス：kankyo@pref.nagano.lg.jp）

## 6 提案後の流れ

- (1) 県において、提案内容の確認を行う。
- (2) 県の確認結果を踏まえ、市町村も確認し、ヒアリング先の検討を行う。
- (3) 市町村が希望する事業者と、県及び市町村の3者でオンライン等でヒアリングを行う。
- (4) 市町村が効果的な事業が見込めると判断した企業とのマッチングが成立する。  
なお、どの事業者ともマッチングが成立しない場合がある。

## 7 県の確認内容

- (1) テーマを解決できるソリューションであるか。
- (2) 事業実施にあたり、提案内容の実現が見込めるか。
- (3) 経済性・公共性・妥当性を有した事業であるか。

## 8 留意点

- (1) 提案事業を市町村が実施したい場合は、当該市町村の規定に則り、事業を実施するものとする。(マッチングが成立したことをもって、市町村での予算化、契約等を約束するものではない。  
なお、当該事業が要件を満たした場合、1市町村あたり5年で最大1億円を支援する「エネルギー自立地域創出支援事業」の補助を申請することができる。
- (2) 県及び市町村は、事業構築に係る経費、企画や打ち合わせ等に係る人件費、交通費、資料作成費、通信費など一切の費用、生じた損害等の補填や賠償は行わない。
- (3) マッチングが成立した案件については、市町村及び企業と協議の上、県ホームページ等に公表する場合がある。
- (4) 提案内容は、県の関係部署等に共有する場合がある。(目的は内容確認に限定)

## 9 個人情報の取扱い

本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適切に処理するものとする。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。